

消費税増税に伴う給付金と手当についてお知らせします

平成26年4月からの消費税率の引き上げによる負担が、低所得者および子育て世帯に及ぼす影響を緩和するため、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」・「愛知県子育て支援減税手当」を支給します。

① 臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- 平成26年度分の**住民税が課税されていない方**が対象です。

ただし、{ ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 ・生活保護の受給者である場合 など } は除きます。

● 支給額

- 1人につき **10,000円**
- 下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
 ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
 ※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168.3万円
夫婦子2人	209.9万円

（公的年金等受給者）

区分		非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

※生活保護基準の3級地における非課税限度額。

② 子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月分の**児童手当・特例給付※を受給**

②平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童手当に替わり児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の

児童手当・特例給付の対象となる児童

※平成26年3月で15歳年令到達により、児童手当の支給が終了した児童も対象です。

ただし、{ ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 ・生活保護の受給者となっている児童
 などは除きます。}

● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

③ 愛知県子育て支援減税手当

支給要件

● 支給対象者

子育て世帯臨時特例給付金と同じです。

● 対象児童

子育て世帯臨時特例給付金と同じです。

ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童も支給されます。

● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

公務員の方へ

町内にお住まいの公務員の方は、②・③の給付金と手当について、本町に申請できます。個別に通知はしませんので、所属庁での案内に従い④の期間内に申請をしてください。